

録画付きドアホンの

購入費用の一部を補助します。

1世帯 1台まで
補助金の上限額:10,000円まで

大山崎町にお住まいの高齢者を悪質な特殊詐欺等から守ります！

【Q】録画付きドアホンとは？



⇒室内から玄関の来訪者を確認することができるモニター機能及びモニター映像の録画機能を備えたドアホンのことを言います。

【Q】補助金を受けとるためには？

⇒商品の購入前に、必ず事前の申請が必要です。

【申請受付期限】

令和9年1月29日(金)まで

※申請受付期間中でも、予算額の上限に達し次第、受付を終了いたします。

対象の方

65歳以上の方が属する世帯の世帯員

※65歳以上の方とは、申請日時点で65歳以上である方

補助金の対象
となる費用

65歳以上が居住する住宅に設置する録画付きドアホンの購入費用

※戸建ての住宅で既設のドアホンを更新する場合に加え、新築住宅に設置する場合も対象となります。

※賃貸住宅、共同住宅等に設置する場合は、管理組合、オーナー等の事前承諾が必要となります。

申請の流れ

【Q】主な申請の流れは？※詳細は、裏面をご覧ください。

① 申請書とその他必要書類(商品のカタログ等の写し・申請者の本人確認書類の写し等)を提出してください。

② 交付決定後、商品を購入し、実績報告書、領収書、補助金請求書を提出してください。

③ 後日、購入額(上限10,000円)を口座に振込みします。

【ご注意ください】

商品を購入されてからの申請は、補助対象にはなりません。

【Q】申請に必要な書類は、どこでもらえるの？

⇒大山崎町HPからダウンロード、又は役場3階総務課危機管理係の窓口(31番)で配布しています。

【お問い合わせ】大山崎町総務部総務課危機管理係(役場3階 31番窓口)
☎075-956-2101(内線331・332・333) FAX075-957-1101

補助金の申請手続から補助金受け取りまでの流れ

① 交付申請 ~商品を購入するまでに必要な申請~



【Q】申請に必要なものは？

商品の購入前に以下の申請書類を役場3階総務課(31番窓口)まで提出してください。

- (1) 交付申請書
- (2) 本人確認書類の写し(運転免許証の写し等)
- (3) 購入しようとする録画付きドアホンの機器の機能が記載してあるカタログ等の写し
- (4) <<必要な方のみ>> 賃貸住宅、共同住宅等に録画付きドアホンを設置しようとする場合は、管理組合、オーナー等から事前に承諾を得ていることがわかる書類

② 交付決定 ~申請内容が要件を満たすかどうかを審査し交付額を決定~

受付後、申請内容が交付要件に該当しているかを審査し、交付決定通知書等を郵送します。郵送する書類は、以下のとおりです。

- (1) 案内文
- (2) 交付決定通知書
- (3) 実績報告書(以下の「実績報告」の際に提出いただく書類)
- (4) 補助金請求書(以下の「実績報告」の際に提出いただく書類)

③ 変更交付申請 ~必要な方のみ~ ➔ 変更交付決定

商品を別のものに変更する場合や補助金の交付決定額に変更が生じる場合は、変更交付申請書等を提出してください。

※変更する商品のカタログ等の写しを申請書に添付してください。

申請書類を審査し、改めて交付額を決定し、変更交付決定通知書を郵送します。

【ご注意ください】

※商品を変更する場合は、商品の購入前に必ず変更交付申請書を提出してください。商品購入後の申請は、補助金対象外となります。

④ 録画付きドアホンの購入

令和9年2月15日(月)までに商品(交付申請の内容と同じ商品)を購入してください。

⑤ 実績報告

録画付きドアホンの購入後速やかに次の実績報告書類を役場3階総務課(31番窓口)へ提出してください。(1)実績報告書 (2)補助金請求書 (3)領収書の写し

※ 口座がわかるもの(通帳・キャッシュカード等)・認印をご用意ください。

⑥ 補助金の支払い

(1) 実績報告書類の提出を受け、町で書類の審査を行い、補助金の確定額を記載した通知(補助金額確定通知書)を郵送します。

(2) 補助金の申請者が指定する金融機関の口座に、補助金の確定額を振込みます。